

質問への回答 Q & A

Q1. 自転車保険※に加入している方は1点いくらの算定が一般的でしょうか。

A1. 自転車との事故で来院した患者さんでは、自転車に保険がついているかを確認します。加害者または被害者が加入する火災保険等に個人賠償保険がついている場合は、個人賠償保険を使用して自由診療で治療することになります。自由診療の1点単価は、患者との合意で決められます。保険がついていない場合は、必然的に健康保険（第三者行為）を使用して治療するのが一般的です。

※自転車保険は、自転車事故による相手への賠償や自身のケガを補償する保険です。自転車保険での単独での加入のほか、火災・自動車保険の特約として加入するケースがあります。

Q2. 交通事故診療での第三者行為について、患者さんの自己負担分（3割・1割）を一括払いで損保会社に請求してほしいと言われることが多くあります。また、患者さんは支払うつもりが無い時があります。このような場合、どのように説明したらよいかアドバイスを頂けませんか。

A2. 講演でも説明しましたが、健康保健を使って、一部負担金のみを損保会社に請求するように要求してくることを、いわゆる「健保一括払い」と呼ばれています。これは違法行為であり、損保会社や患者から要求があった場合にも、医療機関としては断った方がよいと思われます。健康保険を使った場合には、「一部負担金を窓口で徴収しないことは、健康保険法や国民健康保険法に違反することになる」ことを説明してください。

Q3. (『並行受診（療）を認めていない法的根拠』について テキスト P.12) 新基準以外の場合は労災に準拠しませんがこちらの規定根拠はどうなりますでしょうか。

A3. 自由診療で平行受診を認めない明確な法的根拠はありませんが、適正な治療費の観点で自由診療であっても健康保険の規定に準拠すると考えるべきである事を述べたものであり、これは新基準以外であっても同様の考えといえます。

質問への回答 Q & A

Q4. (『交通事故による受傷で健康保険を利用する場合の同意書(案)』について
テキスト P.31) 各注意事項にも法的根拠はございますか。

A4. 健康保険使用の法的背景については、講演でも述べましたが、「交通事故による受傷で健康保険を利用する場合の同意書(案)」は、医療機関と患者の後のトラブル回避のため、健康保険利用時には患者に説明しておく注意事項を述べたもので、健康保険を使用した場合に遵守すべき療養担当規則等の「健康保険ルール」を説明したものです。
健康保険使用の場合は、損害賠償とは一線を画す姿勢が大事です。

Q5. (『交通事故による受傷で健康保険を利用する場合の同意書(案)』について
テキスト P.31) 同意書(案)は診療前に確認し、署名いただくべきか。

(Dr.が患者を見もしないうちに！とクレームになるような…。でも後から同意を得るのもおかしい気もします)

A5. 説明と同意は、後のトラブルの防止のために行うものであり、交通事故で健康保険を使つての診療を希望される患者には、診療前に説明する方がトラブルは少なくなると思われます。なお、誰がいつ説明するかについては、医療機関ごとに決めればよいと思われます。

※上記の「質問への回答 Q&A」は、令和8年7月22日に開催した本講演会において、参加会員医療機関よりいただいた質問を取りまとめたものです。当会では会員医療機関からの疑問・質問・困った事例の相談にいつでも対応いたしますので、当会事務局までお気軽にご連絡ください。

※質問への回答については、本講演会の内容と関連通知（令和8年7月31日時点の情報）等をもとに、当会独自の見解を含むものとして、交通事故診療、労災保険診療に関わる実際の事務手続きやレセプト請求において会員医療機関に参考にしていただくことを目的に作成しております。
回答内容の利用等によって生じる直接的又は間接的な損害等については、当会では一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。